議案第16号

亀山市火災予防条例の一部改正について

亀山市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月25日提出

亀山市長 櫻井 義 之

別 紙

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例

亀山市火災予防条例 (平成17年亀山市条例第147号) の一部 を次のように改正する。

目次中「第69条」を「第70条」に、「第70条・第71条」 を「第71条・第72条」に改める。

第71条を第72条とし、第70条を第71条とする。

第5章中第69条を第70条とし、第68条の次に次の1条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

- 第69条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該 防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。